

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
901	0609	稲穂岬北方照射灯 Inahomisaki 42 14. 8N F W 139 33. 5E 不動白光				補正 灯光は、稲穂岬灯台の北方約 1.1km の暗礁上の標柱(白柱形、高さ平均水面上 1m)を照らす灯台(0608)に併設
902	0992. 5	間人港指向灯 Taiza Ko 35 44. 3N Dir Iso W 4s & F R G 135 05. 5E <u>等明暗白光 明 2 秒暗 2 秒</u> (可航水路) <u>不動赤光(右舷表示)</u> <u>不動緑光(左舷表示)</u>	10	W R G	5 白塔形 4 2. 6 4	補正 <u>白光(Iso W 4s)は、180. 2° を中心として幅約 3° で可航水路を示し、赤光(F R、幅約 3. 5°)、緑光(F G、幅約 3. 5°)はそれぞれ水路の右舷側、左舷側を示す</u>
903	1778	仙台第 2 号灯浮標 Sendai 38 15. 0N FI R 4s 141 06. 2E 単閃赤光 毎 4 秒に 1 閃光			5 赤色円すい形頭標 1 個付赤やぐら形	補正 本灯は、仙台第 1 号灯浮標と同期点滅
904	2116. 14	横浜べゝイブリッジ橋梁灯(L1 灯) Yokohama 35 27. 2N FI G 3s 139 40. 4E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	59		9	補正 <u>明弧 273° ～339°</u> 本灯は、横浜べゝイブリッジ橋梁灯(R1 灯)と同期点滅
905	2116. 15	横浜べゝイブリッジ橋梁灯(L2 灯) Yokohama 35 27. 2N FI G 3s 139 40. 4E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	59		9	補正 <u>明弧 71° ～137°</u> 本灯は、横浜べゝイブリッジ橋梁灯(R2 灯)と同期点滅
906	2116. 18	横浜べゝイブリッジ橋梁灯(R1 灯) Yokohama 35 27. 4N FI R 3s 139 40. 5E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	59		7	補正 <u>明弧 268° ～334°</u> 本灯は、横浜べゝイブリッジ橋梁灯(L1 灯)と同期点滅
907	2116. 19	横浜べゝイブリッジ橋梁灯(R2 灯) Yokohama 35 27. 4N FI R 3s 139 40. 5E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	59		7	補正 <u>明弧 84° ～150°</u> 本灯は、横浜べゝイブリッジ橋梁灯(L2 灯)と同期点滅
908	2509	伊勢湾第 2 号灯浮標 Ise Wan 34 32. 4N Mo (A) W 8s 137 01. 8E モールス符号白光 毎 8 秒に A (・ー)			6 赤色球形頭標 1 個付赤白縦じまやぐら形	変更 AIS 信号所(9626)併置 レーダ反射器付
909	2510	伊良湖水道航路第 2 号灯浮標 Irago 34 33. 4N FI (2) R 6s 137 01. 2E 群閃赤光 毎 6 秒に 2 閃光			5 赤色円すい形頭標 1 個付赤やぐら形	変更 レーダ反射器付
910	2511	伊良湖水道航路第 3 号灯浮標 Irago 34 34. 3N FI (2) G 6s 136 58. 9E 群閃緑光 毎 6 秒に 2 閃光			5 緑色円筒形頭標 1 個付緑やぐら形	変更 レーダ反射器付
911	3322	和歌山下津港有田 ENEOS シーパース灯 <u>Wakayama-shimotsu Ko</u> 34 06. 8N Mo (U) W 15s 135 06. 6E モールス符号白光 毎 15 秒 に U (・・ー)	27		10	補正 副灯(Mo (U) R 15s 6M)を本灯の北方約 242m、南南東方約 267m に各設置し、本灯と同期点滅
912	3326	和歌山下津港 ENEOS 和歌山石油精製大崎シーパース灯 <u>Wakayama-shimotsu Ko</u> 34 08. 0N Mo (U) W 10s 135 07. 2E モールス符号白光 毎 10 秒 に U (・・ー)	36		11	補正 副灯(Mo (U) W 10s 8M)を本灯の北北東方約 240m、南方約 220m に各設置し、本灯と同期点滅 霧信号:電気ホーン(毎 18 秒を隔て 2 秒間)吹鳴 レーダ反射器付
913	3340. 5	和歌山下津港雑賀崎西防波堤灯台 <u>Wakayama-shimotsu Ko</u> 34 11. 2N FI (2) G 8s 135 08. 8E 群閃緑光 毎 8 秒に 2 閃光	13		3 白塔形 9	補正
914	5527. 07	関門航路第 7 号灯浮標 Kanmon 33 57. 3N FI G 3s 130 52. 2E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光			5 緑色円筒形頭標 1 個付緑やぐら形	補正 <u>本灯は、関門航路第 1、3、5、6、8～16、18、19、21～27、29～33、35～37、39、40 号灯浮標と同期点滅</u> レーダ反射器付
915	5544. 3	関門港響灘洋上風力発電 C3 施設灯 Kanmon Ko 33 58. 6N FI (2) Y 6s 130 47. 3E 群閃黄光 毎 6 秒に 2 閃光	<u>11</u>		5	補正 本灯は、施設の周囲に 2 基設置され、これらと同期点滅
916	5544. 4	関門港響灘洋上風力発電 C4 施設灯 Kanmon Ko 33 58. 2N FI (2) Y 6s 130 48. 6E 群閃黄光 毎 6 秒に 2 閃光	<u>11</u>		5	補正 本灯は、施設の周囲に 2 基設置され、これらと同期点滅 AIS 信号所(9652. 1)併置
917	5545. 1	関門港響灘洋上風力発電 D1 施設灯 Kanmon Ko 33 57. 4N FI (2) Y 6s 130 47. 2E 群閃黄光 毎 6 秒に 2 閃光	<u>11</u>		5	補正 本灯は、施設の周囲に 2 基設置され、これらと同期点滅

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
918	5555.12	関門港響灘洋上風力発電 A12 施設灯 Kanmon Ko 33 58.3N Fl (2) Y 6s 130 43.5E 群閃黄光 毎 6 秒に 2 閃光	11	5		補正 本灯は、施設の周囲に 2 基設置され、これらと同期点滅
919	5556.3	関門港響灘洋上風力発電 B3 施設灯 Kanmon Ko 33 57.3N Fl (2) Y 6s 130 45.4E 群閃黄光 毎 6 秒に 2 閃光	11	5		補正 本灯は、施設の周囲に 2 基設置され、これらと同期点滅
920	7083	那覇港泊第 1 号灯標 Naha Ko 26 13.9N Fl G 3s 127 39.6E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	8	4	緑色円筒形頭標 1 個付緑柱形	補正 本灯は、 <u>那覇港泊第 2 号灯標</u> と同期点滅レーダ反射器付
921	7084	那覇港泊第 2 号灯標 Naha Ko 26 13.3N Fl R 3s 127 39.7E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	9	4	赤色円すい形頭標 1 個付赤柱形	補正 本灯は、 <u>那覇港泊第 1 号灯標</u> と同期点滅レーダ反射器付

船舶通航信号所(海上交通センター)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位 置	呼出名称
922	8403	本州南岸	名古屋 Nagoya	35 02.1N 136 50.8E	なごやハーバーレーダー

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

a 東水路(港則法規則第 29 条の 3 第 1 項に規定する東水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ 270m 以上の船舶、西水路又は北水路(それぞれ港則法規則第 29 条の 3 第 2 項に掲げる西水路又は北水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ 175m 以上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数 5 千 t 以上の油送船の水路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 東水路、西水路及び北水路における港内信号(港則法規則別表第 4 に定める信号をいう。)の現状及び予告

c 名古屋港(港則法施行令(昭和 40 年政令第 219 号)別表第 1 に掲げる名古屋港の港の区域をいう。以下同じ。))における船舶の交通の制限又は禁止の状況

d 名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

e 名古屋港及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

f 名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

g 名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

i 霧等が発生した場合の信号所における視程の状況

j 名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

k その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(a,b,e 及び h を除く。)に掲げる事項

b 四日市港第 1 区及び名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2 変更なし

3 (1) ～ (5) 変更なし

(6) 1 (1)イ(イ)b に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

3 (7) ～ (10) 変更なし

4 1 ～ 2 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし